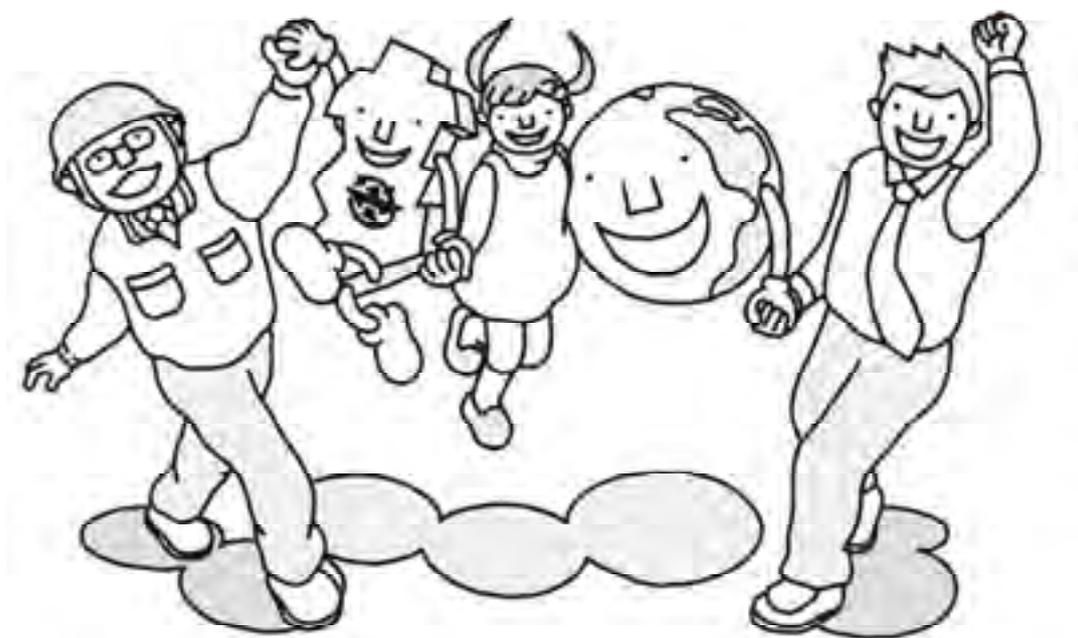


茨木市環境教育・学習基本方針

～学ぼう、つなごう、未来へ向けて～



茨 木 市



市章のいわれ

昭和23年8月31日に制定されました。
「茨」の字を図案化したもので、同時に、それは中央に平和の象徴である鳩を表しています。

市 民 憲 章

わたくしたちは 茨木市民です

わたくしたちの 茨木市は

京阪神を結ぶ要路にあって

めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ

発展しつづけている希望のまちです

わたくしたちは

このまちの市民であることに誇りと責任をもち

みんなのしあわせをねがって

より住みよい郷土をつくるために

この憲章をさだめます

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

(昭和41年11月3日制定)

は じ め に

近年、環境は、従来の都市・生活型公害や身近なごみ問題に加え、地球温暖化などの地球的規模での環境問題へと広がりをみせ、人類を含むすべての生物の生存基盤そのものを脅かす状況に至っています。

国においては、平成15年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、また、平成16年には「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が策定されるなど、環境教育・学習の重要性が認識されてきたところであります。



さらには、平成17年2月16日に京都議定書が発効したことに伴い、国は同年4月に「京都議定書目標達成計画」を公表し、その中でも環境教育は重要な課題として位置づけられています。また、本年、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「第4次評価報告書」では、20世紀半ば以降に観測された地球温暖化は、人類の活動による温室効果ガスの増加が原因とほぼ断定されるなど、これまでの私たち一人ひとりの暮らしや企業活動のあり方を見つめ直し、新たなライフスタイルを創造して、持続可能な社会を構築することが急務となっています。

一方、茨木市では、これまでに制定、策定した「環境基本条例」「環境基本計画」において、「環境に関する教育・学習の推進」を掲げておりますが、地域特性や環境教育の実績等を踏まえ、本市にふさわしい環境教育・学習のあり方と、それを総合的、体系的に進めるためのガイドラインとなる方針を策定しました。

この基本方針は、市はもとより、家庭、学校、事業所などのそれぞれの果たすべき役割を明確にし、持続的発展が可能な社会の実現をめざした環境教育・学習の推進方策を定めたもので、今後、市では、この基本方針に沿って、体系的かつ計画的に施策を実施してまいります。

私たちのくらしは、環境との関わりなしには考えられません。一人ひとりが、特に意識することなく当たり前のこととして環境のために考え、行動する、そんな環境にやさしいライフスタイルが定着されますよう、市民、事業所、市民団体等の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本基本方針を策定するにあたり、貴重なご意見等をいただきました市民、事業者、市民団体、学校教育機関等の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成19年(2007年) 10月

茨木市長 野村 宣一

目 次

1	基本方針策定の背景	1
2	環境教育・学習基本方針の策定にあたって	
(1)	目的	3
(2)	位置づけ	4
(3)	基本方針における「環境」及び「環境教育」等の定義・意義	5
(4)	茨木市の環境の特色	
①	自然環境	6
②	都市環境	6
3	環境教育・学習における各主体に求められる役割及び現状と課題	
(1)	家庭・地域	8
(2)	学校園、保育所・園等	9
(3)	市民活動団体	11
(4)	事業者	11
(5)	市（行政）	12
4	茨木市における環境教育・学習基本方針の考え方	
(1)	環境教育・学習の目標（基本理念）	14
(2)	目標達成に向けた方向性	15

5	環境教育・学習の推進に向けた具体的推進施策	
(1)	茨木市における今後の取組	
①	環境教育・学習の推進体制の整備	16
②	求められる人材の育成・活用	16
③	幅広い場の提供と学習の多様な機会の提供	16
④	教材・環境学習プログラム及び拠点機能の整備	17
⑤	各主体への支援	17
⑥	環境教育・学習の普及啓発と市民活動の推進	17
⑦	国際的な視点での取組	17
(2)	環境行動の推進に向けた重点施策	18
6	施策推進体制等	
(1)	推進体制の整備	20
(2)	施策の評価・改善及び基本方針等の見直しについて	20
<資料編>		
1	アンケート調査結果（各主体別集計）について	22
2	用語集	54
3	関係法令	
(1)	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律等	57
(2)	茨木市環境教育基本方針策定委員会設置要綱	65

本文中の※印の用語については、その章の終わりに用語解説を、
(注)印の用語については、資料編の用語集に用語解説を掲載しています。